

第三章 上水道・下水道

第一節 私設水道組合

滝川の市街地は泥炭湿地帯であったため水質が悪く、全地域にわたって飲料水に悩まされていた。

明治二十九年に村上吉太郎が一の坂の神社境内に近い官有地の沢に清水が湧出しているところを発見した。彼は喜び勇んで帰り、ただちに二、三の有志と相談してこの水を引く計画をたてた。

湧水地点から一の坂下、本通一、二、三丁目地区の住民は二三〇間(約四百五メートル)の竹管で引水し、一丁目中央に水槽を設けて給水を受けることになり、住民は応分の給水料を支払って飲料水を使用した。その後明治三十八年古鉄管(一時半・約三・八一センチメートル)を購入して布設替をなし、工事費償還方法として水道組合を組織し、給水地区全体の加入によって、わずか数年で完全にその負債を返済することができた。

大正二年富良野線鉄道工事により、滝川から零哩七八鎖七五節(約一千五百八十五メートル地点)の地点地下を通水し、共同事業として水道組合を継続してきた。

大正十年八月十八日、水源地の下流区域が樋口覚治の所有となつ

たが、ここにも湧出水があるので、樋口の承諾を得て水槽及び鉄管の布設をなした。

約定書

滝川町本通り一、二、三丁目住民使用ノ飲料水欠乏ノ為メ之ガ補充トシテ在来水源地下流ノ貴殿御所有地内湧出ノ水併用方御相談仕候処頗ル御同情ノ上救済ノ意味ニ於テ御承諾ニ預リ難有奉謝候就テハ直チニ水槽及鉄管敷設使用可仕候他日貴殿ノ御都合上右箇所御入用ノ時ハ無異議御返地可申上候尤モ其際ハ貴所有地内敷設物ハ水槽及流レ借地料無償ノ代償トシテ其假貴殿ノ御渡可申候仍テ後日ノタメ水道委員連署ノ上約定書一札如件

大正拾年八月十八日

滝川町本通二丁目所在

水道委員

藤田才市、奥山与作、山根喜平、
本田源蔵、十時源太郎、高林慶太郎、
今忠作、伊藤金蔵

樋口覚治殿

しかし布設鉄管は年とともに腐蝕してきたので、その都度修繕を加え応急手当を施して持ち耐えてきたが、大正十二年有志が相談し根本的にやり直して給水の安定をはかろうと一決した。

滝川町一部布設設計書

- 一 給水人口 戸数百五十戸トシ一戸平均五人ト見積リ七百五十人トス
- 二 給水量 一人一日ニ付平均二立方尺(三斗八合・約六八・五リットル)
- 三 水源及水量 在来引用ツツアル滝川神社側溪谷ノ湧水ヲ以テ之レニ充ツ水量ハ最潤水時ニ於テ実測シタル所ニヨレバ一秒時〇・〇二七立方尺ニシテ七百五十人ノ所要量毎秒〇・〇一七三六ニ比シ充分ナリ併シナガラ水道ノ使用ハ主ニ昼間ニ於テナサルノミナラズ時間ニヨリ著シク使用量ヲ増スヲ以テ之ニ対スル増率ヲ二倍半ト見積リ計算スル時ハ自ラ貯水ノ要アルヲ知ルベシ
- 四 集水壁 現在ノ湧水ハ崖下ノ砂利層ニ伝ハリテ湧出スルモノニシテ其湧水ノ源ハ一ツナルト雖モ分レテ二三カ所ニ浸出スヲ見ルベシ此湧水場所ニ於テ表土二尺ヲ掘鑿シ恰モ屏風ヲ回シタル体裁ニ集水壁ヲ設ケ内部ニ粘土厚六寸

ヲ填充シ其上部ニ砂利ヲ盛立テ湧水ノ容易ニ壁内ニ注溜スル装置トス粘土ハ之ヲ溜水ノ再ヒ壁外ニ滲出セサル様填充ス壁内ニ注溜セラレタル水ハ一隅ニ取付ケタル流出土管ニヨリ貯水槽内ニ誘導セラル砂利ノ上部ニハ適當ナル勾配ヲ付シ盛土シ不潔物ノ侵入ヲ防クノ用ニ供ス

五 貯水槽 円型ニシテ直径十二尺有効水深六尺トス容量約八百立方尺(百二十三石)七百五十人ニ対シ半晝夜分ヲ貯水シ得池底ハ一、三、六ノ配合混合混凝土トシ側壁ハ基礎上三尺五寸ヲ煉瓦一枚半積夫ヨリ上部ハ一枚積トス接水面ハ漏水ヲ防ク為メ配合一、三、六ノ「シルベスターモルタル」ヲ塗布ス池槽ニハ覆蓋ヲ設ク

六 配水管一案 工学会撰定低圧管ヲ採用セントス接合ニハ溶鉛ヲ流シ込ミ硬緊ス埋設ハ被土二尺六寸トス

七 配水管二案 本水道ハ水圧至ツテ微弱ナルヲ以テ其接合ニ充分ナル注意ヲ払フニ於テハ土管ヲ以テ之ニ代用セシムルヲ得ベシ土管ハ其質緻密ナルヲ撰ミ気泡、焼疵、皸裂等ナク水圧約十付度ニ対シ漏水ノ憂ナキヲ要ス接合ニハ「セメントモルタル」ヲ使用ス時宜ニヨリテハ「アスファルト」液ヲ以テ層麻等ヲ煮込ミ之レヲ以テ肌打シテ充分ナルベシ布設シタル基礎ハ後口沈下セシムル様施設スルヲ要ス

八 共用栓建設 公用栓ハ半耐寒的ノモノトシ木製函中ニ栓ノ主要部ヲ有シ外部ニハ水ノ全ク滯溜スルコトナキノ装置ナルヲ以テ内部ノ凍結セサル限り之レガ危ヲ免ルベシ内部ニハ「アスファルトフェルト」ヲ以テ鉛管ヲ包ミ銅屑又ハ米糠等ヲ充填シ外氣ノ影響ヲ緩和セシムル装置トス

水道組合は起債によつて水源地に一五〇石のコンクリート貯水池を設け、三吋(約七・六二センチメートル)の铸铁管を新調布設し一、二、三丁目に各二カ所ずつの給水栓及び五カ所の消火栓を併置することにした。

根室線本線巻哩付近用地使用変更願

空知郡滝川町本通二丁目四十三番地

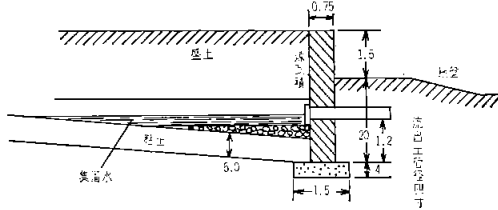
出願人 代表者 十時 源 太 郎

一 旧使用地 滝幌間零哩七八鎖七五節第六号(陶管)

一 新使用地 〃 零哩七五鎖四〇節

第三章 上水道・下水道

集水壁及び貯水槽略図



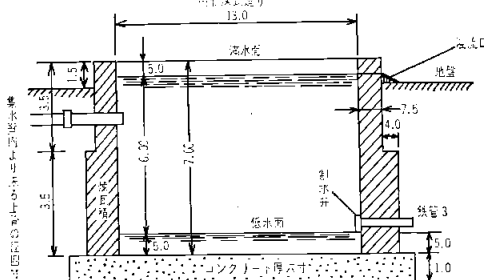
注意 1. 排水管の径は0.75に定められた事
2. 柱土は直径のものを壁壁充分突き込む事



私設水道組合貯水槽

但シ現溝橋深二尺五寸ノ地面下二尺深ニ埋没ス径三吋铸铁管埋没用地長六十三尺使用

一 使用目的 滝川町本通り一、二、三町及坂下町表裏通り在住町民百五十戸ノ飲料水道鉄管埋没ノタメ右従来旧使用地土管内ニ二吋鉄管ヲ通シ通水使用致居候処今回任民増加シタルタメ飲料水量ヲ増スノミナラズ旧鉄管ハ二十年來使用シタルヲ以テ使用全々不可能ト為リ止ムナク新鉄管三吋徑ノモノヲ埋没スル事ト相成リ諸材料ヲ新調致候ニ付テ直チニ埋没使用致度候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ無償使用方御許可相成度別紙図面及町役場証明書相添へ代表此段奉願上候也



注意 集水壁に取付けたる土管の高と水槽の水面とを水平なる位置に作る事

大正十二年七月二十七日

北海道札幌鉄道局長 田中 耕三殿

竣 功 届

根室線零哩七十五鎖四十節滝幌第五号伏樋下鉄管理設工事

右者大正十二年九月十日工事竣功仕候為此段及御届候也

大正十二年九月十日

空知郡滝川町本通り二丁目四十三番地

代表出願人 十時 源太郎

札幌鉄道局長 田中耕三殿

この水道工事は大正十三年八月に竣功した。それ以来、負債償還方法として給水者から応分の給水料を徴収して毎年返済してきた。

大正十五年五月現在の役員は藤田才市、山根喜平、長本態吉、奥山与作、磯部昇、十勝源太郎の六名、一カ年の水道経営費（集金人手当、修繕費、雑費）は金一五〇円で一カ月一戸当たり給水料金は金六五銭であつた。

水質試験成績書

依頼人 空知郡滝川町本通式丁目

十時 源太郎 殿

本品ハ無色透明、特異ノ臭味ナク静置スルニ著シキ状変ヲ認メス本品ニツキ化学的試験ヲ施スニ其成績左如シ

一 過滴^{フタゴ}儼^{アツク}酸加里消費量 三・〇

一 クロール 五・五

一 アンモニヤ 検出セズ

一 亜硝酸 検出セズ

一 硫酸 検出セズ

（数字一リットル中ノシリンダー量ヲ以テス）

右ノ成績ニセバ飲料水ニ適当ト認ム

大正十五年六月二日

右 代表者 十時 源太郎

空知郡滝川町

薬剤師 照 本市 蔵

昭和二年三月組合は水利権確保の必要から、滝川町長に対し水道布設確認願いを提出したところ、三月三十日付町長渡辺祐次から照会があつた。

一 大正十五年度予算

二 現在徴収シツツアル給水料金及其ノ金額ヲ今後何年間継続徴収ノ見込ナリヤ

三 本水道ハ組合組織ノ如ク認ムルモ個人名義ヲ以テ出願シ水利権ヲ得ントスル理由如何

四 他日本町ニ於テ水道条例ニ基キ水道ヲ施設セントスル場合アラバ之ニ対スル意見如何

これに対し組合は次のような回答をしている。

一 金九百五十円也

内訳 金八百二十八円 負債償還金

金三十円 修繕予備費

金三十二円 雑費及臨時

金六十円 集金人手当

二 金七百九十二円也 給水料金

但現金高ハ徴収不確実ニシテ総高ノ二割ハ的確ナラサルモノ而シテ昭和五年迄継続トシ負債償還後ハ事業ノ維持費ニ止メ能フ限り給水料ノ減額ヲ計ル見込

三 願書ニ添付シアル通り別紙ニ業参照アラバ代表的ニシテ個人出願ニ非ラザル事明ナルベシ

四 一部若クハ全町ニ於テ施設セラルル事アラバ最モ適当ト認ム当組合ニ於テモ賛意ヲ表ス 此場合ハ協議ノ上事業全体ヲ町ニ譲渡ス 以上

猶当組合ニ於テ出願ニ依ル確認後ハ低利資金ヲ利用シ事業ノ拡張ヲ謀リ裏町通りニ給水線ヲ延長シ 他日ノ発展ヲ期シタキ意見

右及回答仕候也

昭和二年四月四日

藤田才市

長本熊吉

奥山与作

磯部昇

十時源太郎

滝川町長 渡辺祐次 殿

(出願人中、山根喜平ハ他管ニ転出ス)

昭和三年度の戸数は一二七戸であったが、昭和六年三月現在には七七戸三六八人の利用となった。

昭和十六年九月十三日、組合長十時源太郎の死亡により中島善治が組合長に選れた。昭和十七年一月現在組合員は五一戸に減少したが利用者の増減がはげしく、昭和二十七年には八三戸、昭和二十八年三月現在は九三戸三八一人が利用していた。

昭和二十八年十二月、滝川町に上水道が施設されることになり、滝川私設水道組合の必要もなくなつて、施設の一切を町に譲渡してここに六〇年にわたる本水道組合は終止符をうつにいたつた。

第二節 滝川市上水道

上水道の必要性

滝川市は石狩川を本流とし、その支流の右岸上から雨竜川・尾白利加川・徳富川と左岸空知川の合流によつて形成された氾濫堆積による平野部分が大半を占めている。したがつて現在の地形形成の過程には本支流の乱流移動が繰返されてきたために、水質には鉄分や有機物による臭気性が多く含んでいたり、また空知川沿いの東町から中島町にかけては地層の関係から濃い塩分が

含まれる。

このように一般に水質が悪く、一部を除いてはまったく飲料水として不適當で、一般家庭はもちろん公衆を相手とする各種の営業施設においても苦勞していた。

井戸又はポンプを打ち込み地下水を汲み上げ使用する水質が悪い場合は樽に炭を半分以上入れ、その上に木綿を広げ砂を入れた「水越し」という濾過装置を使い、鉄分のかなげ、臭い、ゴミ類を除去する方法で飲料水を得ていた。

また、中小工場の製品やボイラー施設なども用水の良否の影響が大きく良質の水が要求されるもので上水道の敷設を待っていた。

一方、家屋はほとんど木造であつて、季節風の時期に風上に火災が発生した場合には被害が大きくなる危険性があり、防火用水掘井戸の設備も各所に見られたが、必要量の二〇パーセントにも達しない状態にあり、貯水量も季節によつて著しく減少するので、防火上憂慮されていたのである。

滝川町では市制施行を目前に都市的基盤整備を進めるうえで、必然的に上水道設備をする必要があり、住民の保健衛生に対処してよいよ昭和二十五年八月に至つて上水道調査に着手し、湧水量、水質試験等の基礎調査を行った。

創設事業

上水道計画に当たつて、水源地をどこに求め、どのような水質でどれ位の水量が得られ、これを供給する施設をどのようにしなければならぬかの調査研究の結果、水源地を空知大橋上流約百五十メートルの左岸堤外地(砂川町字空知太の滝川公園近く)

に決め、空知川の伏流水を汲み上げることにした。

ここに内径八メートル、深さ六・五メートルの鉄筋コンクリート造りの集水井を設け、ポンプ口径二五センチメートル、五〇馬力三段タービンのポンプ三台（内一台は「ディゼルエンジン直結として停電時の予備とする）によって、口径二五センチメートル、長さ一一メートルの延長約一キロメートルの揚水管で高さ八〇メートル地点の第一・第三小学校学校林山上に鉄筋コンクリート造りの配水地（一九メートル八〇×三メートル二〇×四メートル五〇のもの二池）まで揚水する。

配水池からは口径三〇センチメートルの配水本管が空知大橋を渡って市街中心部に入り、そこからは二五センチメートルの基本管を国道十二号沿いに朝日町まで伸ばし、一方は空知通りから駅前通りを経て駅前に至り、これらから街区ごとに一五センチメートル、一〇センチメートル、七・五メートルの配水技管によって市街地区全般にわたる配水計画をたてた。

また市街地区の十字路には消火栓を設け、自然放水の高さは本町一丁目目で三〇メートル余（水圧毎平方センチメートルにつき三キロ余）と消火能力を十分に配慮した。

なお水質検査の結果は鉄分含有量が規格以下であり、かつ清浄水であるから沈澱池や濾過池の必要がなく、ただ集水井内に細菌の侵入を考慮して常時滅菌をすることにした。

この計画に基づき昭和二十五年十一月一日滝川町上水道認可申請書を提出し、翌二十六年二月一日事業創設の認可があつて昭和二十六年から五カ年計画で工事を行うことになった。

給水人口九、五〇〇人、総工事費約一億二千八百万円とし、事業費のほとんどは起債によるもので、起債の承認如何が事に影響するところから理事者等は起債の獲得や負担軽減のために国・道補助の交付を受けるために努力した。

昭和二十六年八月十二日取水井試掘工事に着手したが、同年十月五日起債額決定によりただちに本格的な上水道取水場工事に入り同十月二十日起工式を行った。

翌二十七年に滝川化学工業株式会社が閉鎖し、同社宅泉町地区の上水道敷設工事を行うことになり、昭和二十八年度に給水人口計画を一万四、五〇〇人に伸ばし、総工費も一億八、四〇〇万円に計画を変更。昭和二十九年六月二日に認可を受けたが、第一期の工期も昭和三十三年度までに延長され工事が行われた。

昭和二十七年十月一日市街配水本管延長工事に着手し、鉄道給水とその沿線配管を進め、二十八年四月に通水を開始、さらに家庭配管工事を進め、同年十二月一日供用開始時の計量専用栓は一般家庭用一三〇戸、営業用三一戸、団体用一六戸、私設共用、公設共用各一カ所、特別計量栓二カ所の計一九一戸を施工し、本支管延長計は五、二四三・六二メートルであった。

昭和二十九年には配水池八五〇立方メートル規模を新設、揚水管口径二五センチメートルで九五八メートルの工事を完了、配水本管九六五メートルその他五、〇五七メートルを施工して、給水栓二〇九カ所も取付けた。

昭和三十一年度には第二集水井（内径四・〇六メートル、深六・五メー

トル)を新設、吸水導入設備を主に給水装置の取付け、給水区域が次第に拡大した。昭和三十二年四月水道課を新設し、さらに経営の自立を目的に昭和三十三年度から地方公営企業法の一部適用による事業形態に改めた。

上水道の完成は昭和三十三年の市制施行に続き市民に喜びを与え昭和三十四年三月二十七日盛大な竣功式を挙行した。

昭和三十三年十二月末現在の概要は次のとおりであった。

給水人口	一二、七六三人	計画	一四、五〇〇人
普及率	八八パーセント		一〇〇パーセント
給水世帯数	二、三三九戸		二、六四〇戸
一人一日当給水量	一七四リットル		二〇二リットル
一月平均給水量	九・三立方メートル		同
一口当平均配水量	二、二一九立方メートル		同
配水管総延長	二九、四八六メートル		同
事業費内訳			同
水源地公舎一棟二戸二四・六六七坪、倉庫一棟二〇坪一、六八二千円			四、九〇三
集水井築造 鉄筋コンクリート造り			五、六六〇
ポンプ場工事 Ⅲ段タービンポンプ			五、六三〇
水源地施設工事 電気塩素滅菌設備			二二、〇七〇
配水池築造工事一式 二池			六、四五〇
揚水管布設工事 一、一〇〇メートル			一一六、五三八
配水管布設工事 〇七五〇〇			二九、四八六メートル
管路工事			一四五
空知大橋配管工事 〇三〇〇 二〇〇メートル			三、〇〇〇
事務費			一、九三八
計			一六八、〇二〇
財源内訳			
起債 一五二、〇〇〇千円 国庫補助 六、〇〇〇千円			

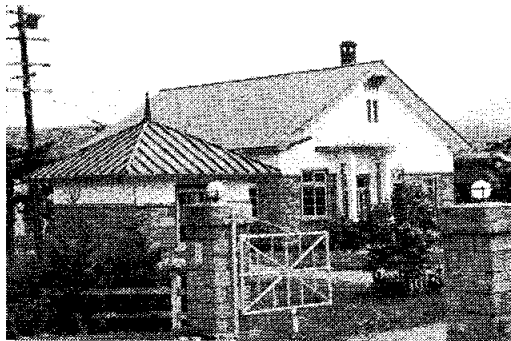
第三章 上水道・下水道

その他 一〇、〇二〇千円 計 一六八、〇二〇千円

第二期・第三期事業 昭和三十三年度をもって上水道新設工事を完了したが、翌三十四年度は第二期事業として給水利用をはかり給水装置工事を主体として実施した。

このため昭和三十四年六月二十七日水源(集水井)を砂川市空知川空知大橋上流一、〇〇〇メートル地点に増設することの道知事認可を受けた。なお年度末における給水人口は一万三、四五〇人に達し、計画給水人口一万四、五〇〇人に対し九二・七パーセントの普及率を示した。

昭和三十五年度は給水に万全を期するため、現有施設の機能を充分に發揮することに重点をおき、市民の需要に應えるための給水装置工事に主体をおいたが、第三期事業として給水区域の拡大及び給



旧水源地



旧水源地ポンプ室

水人口の変更をはかり、計画給水人口を一六六、〇〇〇人とすることの申請により、昭和三十五年十一月五日三五環第九、〇三七号をもって道知事の認可を得た。これに基づき漸次給水利用の普及にとめることにした。

第四期拡張事業

市制施行以来、滝川市の発展はめざましく、第三期事業の昭和三十五年十月一日の市人口は三万五、〇九二人であつたのに対し、昭和三十九年九月末日の住民登録人口は四万二、六五五人で満四カ年に七、五六三人、年平均一千八百九十人余の増加を示した。

特に市街地区の拡大に伴い計画給水区域内は世帯数九、八三六、人口は四万一、三二二人となり、うち給水世帯数五、〇一八世帯、給水人口も二万二、五六二人と計画給水人口一万六、〇〇〇人をはるかに超える状況で計画一日最大給水量四、〇二〇立方メートル施設ではとうてい処理できなくなった。

当然無理な給水が続ぎ取水装置の日づまりや夏期の水圧低下では時間給水を実施するまでになり、上水道の抜本策をはからなければならなくなったのである。

これにより昭和四十年を初年度とし五カ年の拡張事業計画がたてられ、水利権については金山ダムに依存することで許可を受け、昭和三十九年十二月七日厚生大臣認可を得て諸準備に入った。

拡張事業の規模

種 別

水 源

空知川伏流水

空知川表流水・伏流水

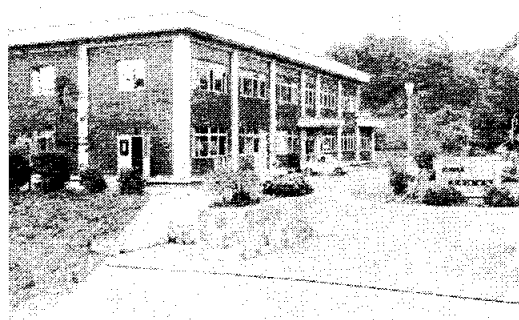
計画給水人口

一六、〇〇〇人

四五、〇〇〇人

第四期拡張前

第四期拡張完成時



富平浄水場



同上機械装置

計画一人一日最大給水量 二五一リットル 二八〇リットル
計画一日最大給水量 四、〇二〇立方メートル 一三、六〇〇立方メートル

水源は石狩川の合流点から四・五キロメートルの地点に取水口を設け、表流水を処理することにしたもので、従来の伏流水と違って高濁水処理のため高速強制接触沈澱装置が必要となった。

しかし、この計画により東滝川と北滝川の川の一部地域及び西滝川の地域を除き、市全域に給水可能となり最高給水人口も六万人規模と考えた。

総事業費は五億円以内とし、ほとんど起債に求めたことは創設工事期と同様である。

昭和四十年事業は取水装置（二メートル×六メートル）に口径六〇センチメートル、長さ一一・五メートルの取水管取付工事で、同年

十月五日水道施設拡張工事起工式が行われた。

翌四十一年六月十四日には浄水場工事着工式が行われ、一億一、六七〇万円の工事に着手した。鉄筋コンクリート二階建九三〇平方メートルの本館に鉄骨平家造りの急速濾過場上屋五三二平方メートルが同年十二月二十八日完成により試験通水が開始された。

浄水場施設は取水管から取水ポンプ三台により一日一万六四〇立方メートルの表流水が高速強制接触沈澱池を経て急速濾過池に入り、硫酸アルミニウム、ソーダ灰、アルギン酸ソーダによる薬品注入により不純物汚濁を除去し、塩素滅菌の後に配水池に浄水を送りこむところで、第四期事業の主工事であるが、諸物価の高騰の折から借入金金の累増となった。本施設は富平浄水場と命名された。

しかし浄水場の完成に伴って給水能力が拡張され、給水区域の増加が可能となったので、昭和四十二年には黄金町増圧ポンプ室を設け、余力を隣町の江部乙町に給水することが決まって、同年七月二十四日江部乙市街地区及び市街までの国道十二号線沿い両側各二二五メートル以内の区域約五百戸を対象とする工事が行われた。

給水人口三、五〇〇人、一日最大給水量五二五立方メートルとした。

江部乙町では給水管延長一万一、四一六メートルを工費一、八三〇万円で施工して同年十一月末に完成し、同年十二月十日から順次給水を開始した。

また、滝川市内では東滝川への配水工事も進められ、東三丁目を通し同年十一月二十四日東栄小中学校の給水を始めとして普及使用

された。

なお、昭和四十二年からは公営企業法の適用を受けることになった。

昭和四十三年以降も事業計画にしたがって次々と整備を行い、第四期事業は昭和四十六年度まで継続されて完了した。この事業の概要及び事業費の内訳は次のとおりである。

第四期拡張事業概要及び事業費

年 度	事 業 の 概 要	事 業 費 千円
昭和四〇年度	取水口築造、取水ポンプ井戸築造、取水管布設、用地補償	一〇、四九九
昭和四一年度	取水ポンプ二台取付、取水施設電気計装設備、導水管布設、強制沈澱池、急速濾過池二池、薬注溶解流酸バンド注入設備一槽、塩素滅菌設備二台、浄水場本館	一八一、一一七
昭和四二年度	浄水場計装操作設備、送水管布設、配水池築造、増圧ポンプ場設備、配水管布設	一三二、一七九
昭和四三年度	導水施設計装設備、浄水場自家発電設備、送水ポンプ二台、配水管布設	四〇、〇三二
昭和四四年度	強制沈澱装置、駆動装置、排泥装置、強制沈澱計装工事、急速濾過装置二池、急速濾過池計装工事、浄水場内配管工事、配水管布設、量水器取付一台、減圧弁取付一基	七二、五一四
昭和四五年度	取水ポンプ一台、送水ポンプ一台、配水管布設、浄水場内整備工事	四〇、〇一三
昭和四六年度	配水管布設	一八、四七二
計		四九四、八二六

財源内訳

起債 四二〇、〇〇〇千円、一般会計繰入金六、九二二千円
 工事負担金その他六七、九〇四千円、計四九四、八二六千円

第四期事業完了の翌四十七年度からは三カ年計画で、既設配水管の腐蝕地区の改良工事を総事業費八、〇〇〇万円をもって進めた。

昭和四十九年三月三十日厚生大臣認可を得て江部乙町地区の給水区域拡張をはかり、昭和四十九年度、五十年年度と実施して施設の利用拡大に努めた。昭和五十一年六月十九日東滝川七区（畜産試験場附近高台）三〇戸から地下水質・量の低下に伴う上水道布設の要望が出され、同年内・配水工事を完了した。

昭和五十四年三月末現在の給水人口には四三、四八一人、一三、八六七世帯で、計画給水人口に対し九六・六パーセントに達するが、全市的には上水道未利用世帯が二、三〇〇を数え、地下水を利用しているが従来から水質的に良好という所が少なく、最近に至って石狩川の水位低下に起因すると思われる地下水位の低下もみられ、水道の布設希望が出るようになった。

昭和五十四年八月、江部乙町十六丁目以北地域の地下水位低下にあたって、地域に簡易水道新設のための調査を開始し、旧東陽小学校跡地十八丁目地点のボーリングにより水源を確認して地域給水の準備に入った。

また、同年十月西滝川地区三三戸により池の前地域環境整備促進期成会（木山春男会長）が組織され、上水道布設の陳情がなされ、市内で取残されていた同地区に対する配水管工事に着手した。

本管は西五丁目から約六キロメートルを延長させて給水装置工事

も完了し同年十二月二十日完成祝賀会を催すに至った。

このように上水道使用普及の増大があり、さらに下水道設備を進めている現況にあるところから、昭和五十一年夏以来水不足をきたし、上水道事業拡張計画の検討を進めており、水源を滝里ダムの建設に期待して暫定水利権を要望している。

なお、水道料について一般家事用料金経過は、当初一〇立方メートルまで二五〇円、昭和三十六年四月から三〇〇円となり、四十三年四月からは八立方メートルまで三五〇円の基本料金であった。次に昭和四十四年十一月二十六日の市議会に四二〇円の提案をして水道特別委員会に付記され、同委員会では同年十二月九日第一回委員会を開き公聴会を計画した。

翌四十五年一月二十八日市役所において公述人の賛成・反対の各五名が選出されて意見が述べられたが、同委員会は前後八回にわたって審議し、結局同年二月二十六日の本会議で原案可決となつて、昭和四十五年三月から新料金八立方メートル基本四二〇円、一立方メートルを超えるごとに五五円となった。この七〇円の増額により年間二、〇〇〇万円の増収となるということであった。

昭和五十年十月十八日滝川市では市営企業等調査審議会を設置して、市長から水道事業のあり方について諮問されたが、その答申には国に諸制度の改正を働きかけることのほかに、水道料金の増額もまたやむを得ないとの結論があった。

これにより同年十二月の定例市議会に水道料金の改正案が提出され、翌五十一年三月議会で修正可決されて、翌四月からは七〇〇円

の基本料金に一立方メートル超過一〇五円との大幅改正となった。
現在の各種水道料金については次のとおりである。

用途別	基本料金(一カ月につき)		超過料金
	基本水量	料	
家事用	八立方メートルまで	七〇〇円	超過水量一立方メートルにつき 一〇五円
第一種業務用	二〇〇〇〇〇	一、八五〇	一一五
第二種業務用	一、〇〇〇〇〇	九六、六〇〇	一一五
浴場用	一〇〇〇〇〇	六、四〇〇	九〇
臨時用	一〇〇〇〇〇	二、〇〇〇	二〇〇

2 共用給水装置水道料金

家事用	七	六一〇	一〇五
-----	---	-----	-----

上水道給水戸数・人口及び普及率

年度	計画給水区域内		実給水世帯		普及率	配水管延長(km)
	世帯数	人口	世帯数	人口		
三〇	五、一七	一三三、〇〇〇	一、五〇〇	八、四〇〇	三三・〇%	九・九
三二	五、九二	一三六、〇〇〇	一、八七	一〇、二〇〇	三〇・〇	二五・九
三四	六、〇〇〇	一三七、〇〇〇	二、五五〇	三、九七	四二・〇	三〇・八
三六	六、七七	一四〇、〇〇〇	三、四九	一五、九七	五二・三	三三・三
三八	七、三〇	一四三、〇〇〇	四、五七	二〇、五二	五三・三	三三・七
四〇	九、八六	一四八、〇〇〇	五、五二	二四、〇八	五七・〇	三三・七
四二	一三、二〇	一五三、〇〇〇	六、七三	二九、八四	五九・四	三三・五
四四	一三、九六	一五八、〇〇〇	八、九五	三〇、三三	六〇・三	三三・九
四六	(三、八七)	(一、〇〇〇)	九、八元	四、七三	六二・七	三三・五
四八	計画人口		一一、二二	三六、六一	六九・二	三三・六
五〇	一三、三七	一六三、〇〇〇	一三、三三	三〇、八四	七二・八	三三・六
五二	一三、三七	一六三、〇〇〇	一三、二二	三〇、八四	七二・八	三三・六
五三	一四、五	一七〇、〇〇〇	一三、八七	三〇、八四	七二・八	三三・六

第三章 上水道・下水道

上水道用途別給水状況

年度	総数	家事用	第一種業務用	第二種業務用	浴場用	臨時用	水道料金(千円)
四六	一、九〇八	九八三・九	六九・五	二八・七	九・五	〇・二	一、九六三
四八	二、三〇一	一、一九八・二	六三・三	三三・四	六・三	一	二、〇〇〇
五〇	二、四九二	一、三三〇	七九・七	三三・九	三・六	一	二、〇〇〇
五一	二、五五九	一、三三〇	七六・七	三三・一	二・四	三・七	二、〇〇〇
五二	二、六六四	一、四〇六	七四・六	四三・二	二・一	二・九	二、〇〇〇
五三	二、八三九	一、五七・六	八〇・九	四四・九	九・六	八・〇	二、〇〇〇

(単位千立方メートル)

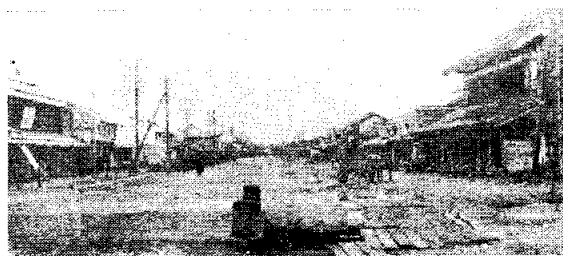
注 第一種業務用とは官公署、公共施設、営業体、工場等、第二種は上記のうち毎月一、〇〇〇立方メートル以上用いるもの。
〔参考、市水道部資料「滝川市の統計」〕

第三節 下水道整備

下水溝 日常生活を営むうえに「水」は欠かせないものであり、文化生活を進めるほど多角的に水を使うようになって、排水量がしだいに多くなり汚水となって河川に流れ込むようになった。

開拓当初は素掘りの排水溝の周りから道路側溝に通じ、敷地内や道路の乾燥を目的とした排水溝であった。

台所からの流し汁は戸外の溜桝に流して水は地下浸透され、下水溝に流すことはほとんどなかった。家が密集してくると下水の汚れが増し、下水量も多くドブができたりして蚊の発生やハエも多くなると、時として伝染病が発生するため衛生の面から下水掃除を督促するようになった。



大正2年の本通り5丁目から4丁目の景

現在の国道12号右側拓銀と左側中川金物店から一の坂方面の景で、排水溝に板がかけてある。

素掘りの排水溝は埋まりやすいため、明治の末期には板で土止めをするようになり、さらに市街地の商店街には道路側溝を厚板でふさぐようになった。
板の排水溝からコンクリートの排水溝に変わったのは昭和十年ごろの事で、U字溝の片側を長くした方が歩道側の縁石となるように商店街に整備され、幅三〇センチメートルの厚さ一〇センチメートルのコンクリート蓋が並んだ光景

下水掃除並橋梁架設ニ付急回文
先般御集会之上決議相成候市街両下水掃除並橋梁架設等ノ件ニ付緊急御協議申度候間本日午後七時当戸長役場へ御集会被下度此段及通知候也
追伸 下水掃除等ノ義ニ付其筋ヨリ御督促モアリ且来ル十九日ニハ当警察分署ニ於テ実地御検分ニ相成趣將亦先会御約束申候通橋梁架設ヶ所等各自御取調ノ上御申出相成度此段副而申上候也
明治二十九年五月十五日 高畑総代人

- 第一部組合頭 村上亀五郎殿
- 第三部 " 古川 佐吉殿
- 第五部 " 犬館 信量殿
- 第七部 " 廻 宗一郎殿
- 第九部 " 辻 小又郎殿
- 第十一部 " 今百太郎殿
- 第十二部 " 高橋 藤吉殿
- 第二部組合頭 小原 権吉殿
- 第四部 " 中谷 駒市殿
- 第六部 " 小野与太郎殿
- 第八部 " 上田 文助殿
- 第十部 " 欠 貞 中

△高畑利宜遺記録▽

は都市化された感情を市民に持たせたものである。
昭和十五年ごろのコンクリート側溝地域は停車場通り、本通り、広小路、北五丁目通り（駅前裏通り）、町立社会病院の前通りなど中心市街地区で、その他の地域は素掘りがほとんどであった。
滝川町が市制施行された昭和三十三年の四月一日現在現況調では次のとおりである。

下水溝現況調 (旧滝川町)								
計	その他	中心市街	道路区分		町道区分		国道々区分	
			地下道	下水	地下道	下水	地下道	下水
6,160		6,160	コンクリート	下水				
220		220	木樋	下水				
117,420	72,000	45,420	その他					
4,580		国道々 3,150 1,430	地下道	下水				
			コンクリート	下水				
1,500	1,500		木樋	下水				
			その他					
10,740		10,740	地下道	下水				
			コンクリート	下水				
220		220	木樋	下水				
			その他					
118,920		45,420	その他					

(単位メートル)

道路側溝の整備についてはこの後においても道路舗装整備により次々と延長され、続いて下水道事業も併行され地下道下水整備により一層市街環境の向上がはかられることになった。
都市計画下水道事業 開拓当時は現在市街化されている一帯が湿

地帯であつて、特に東町、緑町、大町地区には沼地が広がつていた。滝川の発展に従つて道路、排水溝が整備され、埋め立てられて宅地となるなどで市街地区を形成するに至つたものである。

この市街地の排水は望月川、金色川及び銀川によつて行われ、すべて石狩川に注いでいるが、これらの水路は素掘りか石積みで都市の美観上もよくなく、また集中豪雨ではしばしば洪水を起こした。

昭和三十五年に市では下水道基本計画を策定したが、たまたま翌三十六年七月二十四日から二十六日の豪雨により水害が発生したことに、排水の整備を急ぎ道路側溝、下水溝を都市計画事業で行うほか失業対策事業にも組み込み、さらに排水幹線として望月川の改修という大事業に着手することになった。

当初の計画では昭和三十六年度から三カ年計画で一、二二四メートルの改修工事とし、初年度は花月町地区明苑中学校前で下流三〇六メートルの川床八五センチメートルを掘下げV形ブロック護岸工事を行うことにして、同年八月十八日に着手、同年十一月三十日工事費六〇六万円、中山組によつて完了した。

第二年度の事業は都市計画下水道(都市下水道)を計画し、昭和三十七年六月六日建設省告示第一、二八三号に決定をみて、面積二五〇・三ヘクタールの排水整備には管渠方式による本格式な下水道幹線工事を行うことになり、望月川の改修工事には一・八メートル口径のヒューム管埋設をして、将来の公共下水道幹線ともなるものとした。

昭和三十七年度の事業は第三小学校前一三二メートルについて同

年八月五日に着工、六〇五万円で中山組が継続して工事を行った。

昭和三十八年は林務署横から上流三二〇メートルを一、五〇〇万円で行った、三十九年はその上流地区二三七メートルを一、二五〇万円で行った。

昭和三十九年六月二十五日建設省告示第一、六〇五号により下水道事業の一部変更により東部排水区を中央排水区に含めた。市の排水区面積は四六二・六ヘクタールで次の区分とした。

中央排水区 空加川堤防内市街地区、根室本線以南区域で望月川の流域

北部排水区 東三丁目、根室本線間と函館本線以東

西部排水区 石狩川と函館本線に挟まれる区域

昭和四十年以降も三十九年と同程度の事業を実施して、昭和四十二年度までに七年間の計画区間一、三一〇メートルを工事費総額七、四一五万円をもつて望月川の都市下水道一号幹線改修工事を完了させた。

公共下水道事業第一期工事 公共下水道は公道の下に網のように下水管を埋設し、雨水、家庭汚水、工場排水を下水管をもつて排除するために設置する施設であり、し尿を含む下水を科学的に処理する終末処理場を有するものである。

昭和四十三年四月二十三日四三建設省北都第一、二三四号認可により、公共下水道第一期事業に着手することになった事業施行区域は中央排水区のうち第一分区の一部と第三分区全域の面積一二二・二七ヘクタール部分である。この地区は栄町の全部と花月町、明神町、大町、本町の一部に当たる。

施行方法は汚水と雨水の合流方式とし、施行年度は昭和四十三年
度から四十九年度の七カ年で事業の概要については

- ① 望月川を第一号幹線として流末まで整備する
- ② 栄町から本町の函館本線寄りの第三号幹線を整備する
- ③ 計画管渠施行延長は太さ二五センチメートルから二・七メートル管二六・
〇三キロメートル
- ④ 計画排水人口二、〇〇〇人対象
- ⑤ 総事業費五億三〇〇〇万円

とし、昭和四十三年度からは下水道事業特別会計を設置した。

同年八月十二日滝川都市計画下水道事業受益者負担に関する省令
が公布され、受益者負担金を一平方メートル一五円（坪約三百八十
一円）と試算して公共下水道事業が発足した。

昭和四十三年度事業は荷揚通り（現 栄町二丁目二番）と北三丁目通
り約三百八メートルに一、三五〇ミリメートル管の施工を行い、翌
四十四年度は続いて本管三〇〇メートルと栄町、明神町、本町、花
月町に枝管二五から四五センチメートルを一、四五〇メートル埋設
した。

昭和四十四年五月二十三日条例第二〇号をもって滝川市下水道条
例を公布して下水道設置・管理などの設定をした。

しかし下水道使用開始までには使用料金の設定に関する公聴会が
市役所で開かれることになり同年二月十七日に公述人を一般公募と
学識経験者より賛成、反対の各四人が選ばれて意見が述べられるな
ど大事業に対する慎重な取扱いをみせ、昭和四十六年十月から栄
町、明神町、花月町の一部の下水道布設地域から下水道使用料を上

水道使用基準に従って徴収することになった。昭和四十六年十二月
一日大気汚染防止法、水質汚濁防止法が適用されて、下水道事業に
拍車がかかり、四十六年度末までに計画の五〇・六パーセントに当
たる六一・九ヘクタール、管延長は五一・四パーセントに当たる分
の一三・三九キロメートルを終了した。

昭和四十七年度には次期計画となる終末処理場の建設計画に入り
滝川市の人口規模に対応する四万人処理能力を立案したが、同年十
二月道の事業として石狩川流域下水道事業案が打ち出され、この関
連から市の終末処理場規模は一人に縮小して簡易終末処理場とす
ることに決定した。また九月中を下水道普及促進月間と定めた。

昭和四十八年度までの第一期事業費は約八億一千九百七十六万円
と諸物価の高騰により当初計画を大きく上回ったものとなった。

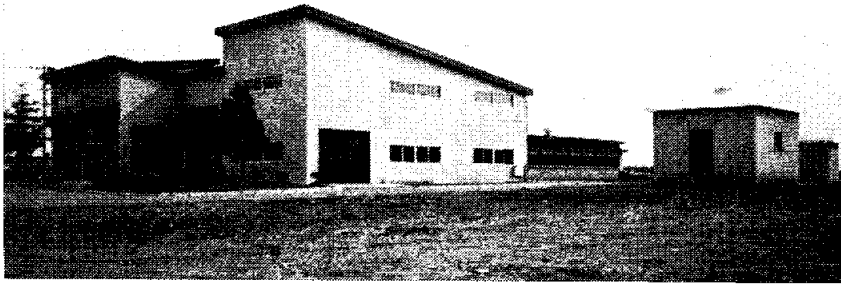
公共下水道事業第二期工事 第一期工事の完了を待たずに、昭和
四十八年六月から第二期工事に入った。

下水道の設置で一番効果があるのは、し尿の汲取り方式から水洗
便所に切替えができることである。第一期工事の完了地区に対する
水洗化をはかるために滝川下水終末処理場の整備を急ぎ、さらに施
行区域を一の坂町全域と花月町、空知町、明神町、新町、本町、大
町、緑町、東町、朝日町の各一部地区に広げることになった。

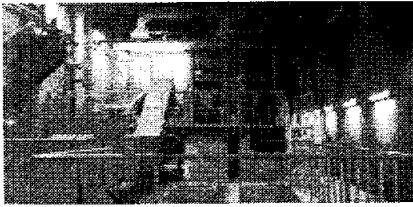
施行年度は昭和四十八年度から五十四年度までとしたが、施行方
法は雨水管と污水管を分離する分流式にして工事を行うことになり
雨水排水は直接河川に放流し、汚水排水は石狩川流域下水道計画に
よる奈井江浄化センターに送水されて処理後に放流する方法がとら

れることになった。

この事業の管渠延長は二〇七・四ヘクタール区域に口径二五センチメートルから二メートル二〇センチまでのヒューム管で雨水管用四七・四七キロメートル、汚水管用が四九・六〇五キロメートル、計九七・〇七五キロメートルの埋設工事が行われ、また、滝川市の

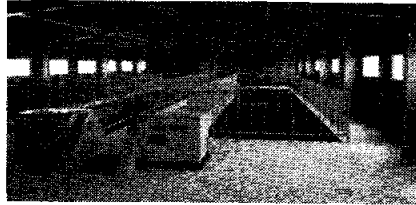


処理場全景



沈砂池

下水管から流入してきた汚水をゆるやかに流して十砂類を溜め、それをバケットで取り除きます。また浮いているゴミはスクリーンで自動的に取り除きます。汚水は水中ポンプにより最初沈殿池に送り込まれます。



最初沈殿池

沈砂池から送られてきた汚水を約2時間ほどかかってゆるやかに流します。この間に沈殿しやすいドロなどの固形物の大部分を沈殿させます。この沈殿汚泥は掻き集めて汚泥濃縮槽に送ります。

下水終末処理場は昭和五十年完成を目ざした。

これらの総事業費は五八億五、六七五万円、受益者負担金は一方メートル二〇三円と試算して工事が進められた。

昭和四十九年度の事業は大町、本町、新町の一回ヘクタール区域で管渠延長五・四キロメートルを施工した、又四十九年九月十七日終末処理場を着工し、五十一年三月三十日に竣工、同年七月一日に使用開始した。

施設名 滝川市下水処理センター(位置 中島町二〇四番地)

設置目的 第一期事業区域(主として合流式区域約一四〇ヘクタール)の汚水

処理

施設規模 敷地面積 一七、〇〇〇平方メートル

建物面積 総延一、二四五平方メートル 鉄筋コンクリート造(地下階)

処理能力 一日処理能力六、四〇〇トン、一〇、〇〇〇人分

処理方法

沈でん法

総事業費 五億一、二三五万円(うち国費三億三、六〇〇万円)

内訳 土木工事 一億六、二七三万円

建築工事 八、〇一一万円

機械工事 二億六、九五一万円

主要設備

沈砂池 二池 ピンラック除じん機・揚砂機

ポンプ 必四〇〇一、必二〇〇一、二台

最初沈殿池 二池 リンクベルト式汚泥掻き寄せ機

塩素滅菌池 一池 塩素注入機

汚泥濃縮槽 一槽 施回式汚泥掻き寄せ機

汚泥脱水機 遠心脱水方式

昭和五十年度に下水道排水区域の一部変更により一四〇ヘクタールを増加した。

下水処理センターの完成に伴い昭和五十一年三月三十一日条例第

七号をもって滝川市水洗便所改造資金貸付条例を公布して、既設便所を水洗化する場合に標準工事費の八〇パーセント以内で三年以内の申込みは無利子であるが過ぎると年利七・五パーセントの利息で改造資金を貸して普及することにした。
水洗化の状態は次のとおりである。

年度	区分		施工状況		うち改造資金貸付	
	戸数	人口	便器基数	工事費(千円)	戸数	貸付金額
五一	四九〇	二、七〇〇	五七	一〇、〇九一	一三	三六
五二	七二二	三、〇〇〇	八七	一五、七三三	二四	七〇
五三	五七四	二、五五〇	九一	二一、〇〇一	一五	四八
五四	四六一	二、五九〇	五八	一一、二七	二八	一七
計	二、三三七	八、五七〇	二、五三	四六、四〇〇	六七	一〇六

一方公共下水道の建設実施状況については次のとおりであった。
公共下水道事業第一期実施状況

年度	区分		積 (ha)		世帯 (戸)		管渠延長 (m)
	計画	実施	普及率(%)	計画	実施	普及率(%)	
四三	三三・七	三・九	三〇	一、〇〇〇	一	一	六九・九
四四	〃	九・四七	二〇	〃	〇	二・四	二、七三・三
四五	〃	一六・八九	二五〇	〃	一九	五・八	三、七六・五
四六	〃	二四・二〇	四〇〇	〃	三〇	九・四	四、七六・一
四七	〃	三三・三	七〇	〃	三七	一二・三	八、二九・四

公共下水道事業第二期実施普及状況

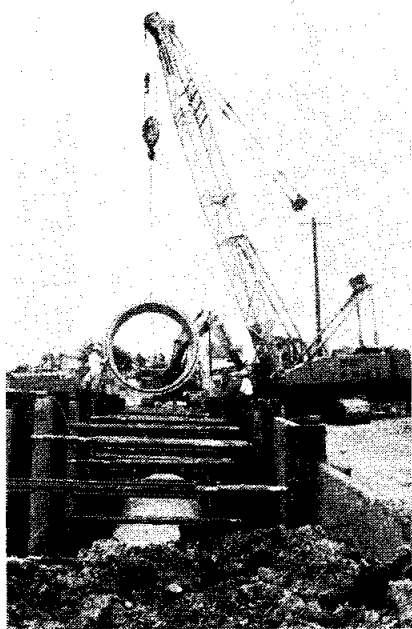
年度	区分		積 (ha)		人口 (人)		管渠延長 (m)
	計画	実施	普及率(%)	計画	実施	普及率(%)	
四八	三三・七	二六・一	元・三	三、九〇〇	六五〇	四・五	三、〇〇
四九	〃	三三・三	四・〇	〃	一〇、二五	四・二	三、〇〇
五〇	四七・七	一四・八	三三・〇	一、一〇〇	二、三四	三・五	四、五〇
五一	〃	一七・八	七九	〃	二、七三	四・一	五、〇〇
五二	〃	二〇・〇	〇	〃	一、四三	〇	六、三〇
五三	〃	三三・七	四・五	〃	二、九二	五・三	七、二五
五四	六六・七	二七・〇	〇	四、〇〇	八、〇〇	三・三	九、八〇

第二期工事は当初昭和五十四年度までの施行期間としたが、途中に五十五年度までに変更して右表の実績をあげてきたが、昭和五十四年度に第三期工事に着手することになった。

第二期工事の総事業費も計画事業費は約七十四億円となった。

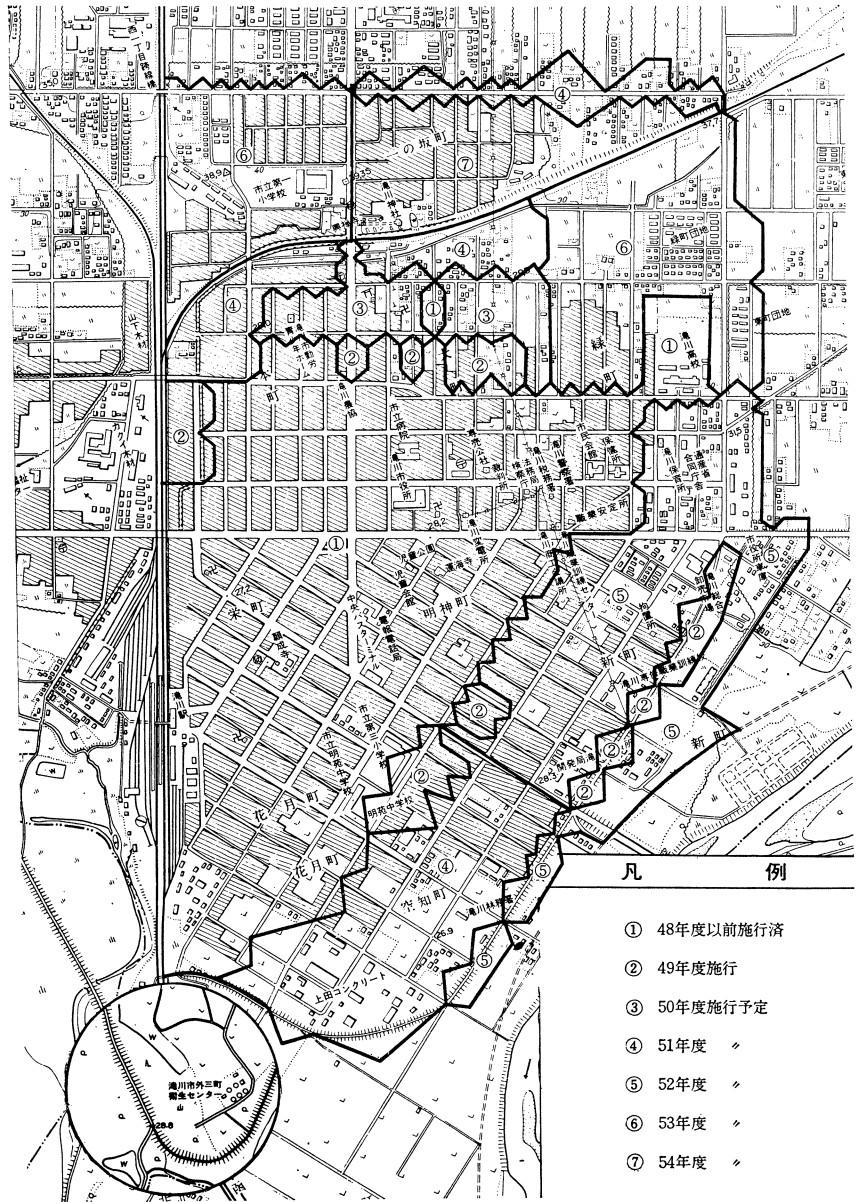
泉町都市下水路事業 旧人造石油滝川工場跡に昭和三十年から陸

上自衛隊滝川駐とん地を設置移駐することになり、演習グラウンドや



下水道ヒューム管理設工事

公共下水道事業一期・二期工事施行計画図



- 凡 例
- ① 48年度以前施行済
 - ② 49年度施行
 - ③ 50年度施行予定
 - ④ 51年度
 - ⑤ 52年度
 - ⑥ 53年度
 - ⑦ 54年度

スキー山などの造成が行われた。

広大な駐屯地の整地には十分な排水溝を作らなかったので、集中豪雨には敷地外へ流出するが、駐屯地北側に接する水田がしばしば冠水し、また東側には銀川が附近の排水を集めて幸町から西町有明町に流れているものの、呑み切れないで時々氾濫する状態であった。

第三章 上水道・下水道

り昭和五十四年度まで継続されて竣工し、西町地区の浸水不安が解消された。五十四年十二月五日文化センターで完成祝賀会が催された。

事業概要は次のとおりであるが、総事業費五億二八九万円、のうち防衛施設庁補助二億二、三三四万円、建設省補助一億七〇〇

このことから当初計画では銀川排水を整備する方策であったが、銀川上流地区の排水に加えて自衛隊駐屯地の排水を西町方向に流すよりも、駐屯地北側に下水路を通して冠水も含めて解決する方策をとり、市では防衛施設庁に下水路造成を陳情して、昭和四十七年度から障害防止対策事業補助を受け、工事に着手した。

この下水路は銀川が江陵団地北側付近から地下埋設管を経て途中からブロックの排水溝となって駐屯地北側に沿い、石狩川の古川に入る総延長一・七キロメートルである。

昭和四十七年度は実施設計にあたり、翌四十八年度から工事に入

万円では他は起債、一般財源である。

用地取得 一六、二九二平方メートル 積ブロック三面装工 九二〇メートル
管渠工 〇二・六メートル×〇二・八メートル 七五〇・二メートル
マンホール 一〇カ所

落差工 二・四メートル×二・一五メートル 二二メートル

公共下水道事業第三期工事 第二期工事中に次の工事計画を進め

昭和五十四年度に下水道の変更認可を得て第三期工事に入った。

施行年度は昭和五十四年度から六十二年度とし、施行方法は分流式で施行区域は次のとおりとした。

朝日町東一丁目的一部、同東二丁目から四丁目全部 同西一丁目的一部、同西二丁目から西四丁目全部 南滝の川の一部、東町一丁目から八丁目的一部、東町の一部 中島町の一部、新町四丁目から六丁目全部 空知町一丁目から三丁目的一部、有明町一丁目から五丁目全部 西町一丁目から八丁目全部、幸町一丁目、二丁目全部 扇町一丁目から三丁目全部 泉町一丁目全部、泉町二丁目的一部、泉町の一部

の五三九ヘクタール区域で終末処理場は石狩川流域下水道奈井江浄化センターを使用する。

本工事の総事業費は一五四億五、一四九万円のうち国補助は三五億六、〇〇〇万円、受益者負担金は一平方メートル当たり三七五円と試算され一三億五、七九〇万円を見込んでいる。

第三期工事を含めた下水道施行面積は八六八・七ヘクタール、人口は四万五、八〇〇人を対象として目下工事進捗中である。

石狩川流域下水道事業 石狩川流域の開発と発展に伴い排せつさ

れる汚水が増してきた。これと同様に道内の河川浄化を急務として北海道では昭和四十六年度から河川の調査に入ったが、まず石狩川を対象として調査を実施した。

この結果、流域下水道事業を進めることになり、この施行に当たっては岩見沢ブロック五市町（岩見沢、美唄、三笠、栗沢、栗山）と滝川ブロック（滝川、赤平、芦別、砂川、歌志内、奈井江）の六市町において事業が可能であるとの結論を出した。

昭和四十七年十二月に至って道から中空知の六市町に対し市町間を下水道幹線で結び、汚水を一括処理する石狩川流域下水道計画を示された。さらに昭和四十九年一月二十一日滝川市において道と関係市町との協議会が催され、道から次のような計画が示された。

空知管内八市三町、四四万八、〇〇〇人を処理計画人口として総事業費八〇〇億円の道内最初の流域下水道事業を実施する計画で、空知を中部と南部の二地区とする。中部地区には美唄の一部を加え六、〇〇〇ヘクタールに六十五年度までに延べ六四・九キロメートルの幹線と奈井江町高島地区に二三万六、〇〇〇人規模の終末処理場を建設する。また南部地区の処理規模は二二万二、〇〇〇人と見込んだ計画で昭和五十五年度に処理開始を目指して進めたい、というものであった。

結局、中部地区の事業を進めることになり、昭和四十九年度から六十二年度までに管渠事業費三〇〇億五、〇〇〇万円、ポンプ場三四億五、〇〇〇万円、処理場九六億円の総事業費四三億円という膨大な事業計画のもとに、昭和四十九年度は幹線布設位置と測量を行った。

昭和五十年九月十七日札幌土木現業所石狩川流域下水道建設事務所を緑町二丁目二番の児童会館内に開設して、用地買収や施行管理に入り、本格的な工事が始まった。

その後本工事の進捗により昭和五十二年十二月十二日事務所を奈良井町五番地一七に移した。なお処理開始は昭和五十七年度の予定で事業が進められている。

石狩川流域下水道事業実施状況

年度	事業費	実施事業内容
五〇	五億三千万円	管渠 滝川市内 〇一、五〇〇〇二、〇〇〇ミリメートル 一、四七〇メートル
五一	八億四百万円	管渠 滝川地区 〇二、〇〇〇ミリメートル 一〇〇メートル 奈良江地区 〇二、〇〇〇〇二、二〇〇 一、一〇〇メートル 敷地取得 四六・三ヘクタール
五二	一九億四千万円	管渠 奈良江町内 〇二、二〇〇 一、九六〇メートル 敷地用地費
五三	二四億一千万円	管渠 砂川、奈良江地区 一五億八千万円 〇二、二〇〇 最終沈澱池土木建築 八億三千万円
五四	二七億七千万円	管渠 砂川地区 〇二、二〇〇 二、一六〇メートル 一七億七千万円 処理場 エアレーションタンク、滅菌池 一〇億円

下水道審査委員会

下水道事業の円滑な運営をはかるため、市

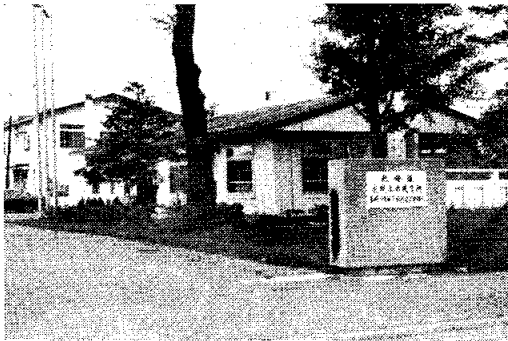
条例に下水道審査委員会を置くことが規定されており、昭和四十四年六月二日滝川市下水道審査委員会規則を公布した。

審査委員の任務は下水道地先におおむね五戸以上の居住者がおり私道敷地内に共同本管を設置する場合、火災、地震などの災害の場合、その他特別の事情による委託工事費の減免について市長の諮問に応ずることやその他の意見を具申することである。

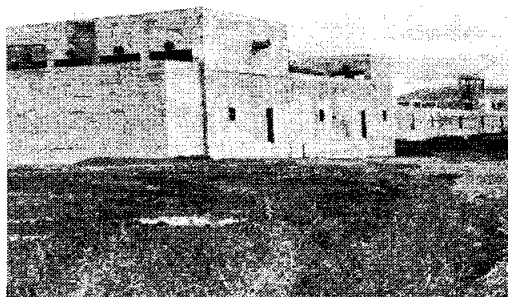
委員の組織としては学識経験者三人以内、受益者二人以内、市職員四人以内で、任期は二年間である。

委員の委嘱は次のとおりである。

- | | | | | |
|----------------|-------------|-------|-------|-------|
| 昭和四十四年七月三十日委嘱 | 白水 務 佐藤民治郎 | 伊藤 清 | 古館 健一 | 大原富士一 |
| 古道 俊雄 今井 定利 | | | | |
| 昭和四十七年七月一日委嘱 | 白水 務 佐藤民治郎 | 相田 貞弘 | 花摘 誠吉 | 西村ケイ子 |
| 昭和四十九年七月二十六日委嘱 | 相田 貞弘 西村ケイ子 | 業天 孝一 | 松沢 寛 | 松山 力三 |
| 昭和五十一年八月一日委嘱 | 相田 貞弘 西村ケイ子 | 松山 力三 | 金山 二男 | 水谷 五一 |
| 昭和五十四年二月一日委嘱 | 真田 整一 大西 英男 | 水谷 五一 | 真田 整一 | 大西 英男 |
| 相田 貞弘 西村ケイ子 | | | | |
| 青木 仁八 古瀬忠四郎 | | | | |



石狩川流域下水道建設事務所



建設中の処理場